

平成31年度第1回協働支援会議

平成31年4月9日（火）午後2時

本庁舎6階 第3委員会室

出席者：藤井委員、関口委員、平野委員、土屋委員、石橋委員、松井委員、伊藤委員、
長谷川委員、山田委員

事務局：地域コミュニティ課長、大庭主査、武井主任、丹野主任

地域コミュニティ課長 始めます。座長の選任までは事務局であります地域コミュニティ課が進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。最初に、吉住区長から委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。それでは、区長、よろしくお願いいたします。

吉住区長 委嘱状。藤井浩司様。新宿区協働支援会議委員を委嘱する。任期、平成31年4月1日から平成32年3月31日まで。平成31年4月1日、新宿区長、吉住健一。
よろしくお願いいたします。

委嘱状、関口宏聡様。以下、同文となります。よろしくお願いいたします。

委嘱状。平野覚治様。以下、同文となります。よろしくお願いいたします。

委嘱状。土屋慶子様。以下、同文となります。よろしくお願いいたします。

委嘱状。石橋明美様。以下、同文となります。よろしくお願いいたします。

委嘱状。伊藤清和様。以下、同文となります。よろしくお願いいたします。

委嘱状。長谷川多賀子様。以下、同文となります。よろしくお願いいたします。

長谷川委員 よろしくお願いします。

地域コミュニティ課長 続きまして、区長から一言ごあいさつを申し上げます。区長、
よろしくお願いいたします。

吉住区長 皆様、午後の時間帯でございます。平日のこういう時間帯にお集まりいただきましてありがとうございます。ただいま委嘱状の交付をさせていただきましたが、この会議も16年目となります。これまで協働事業として独自の事業をなさっている団体に対するいわゆる助成の、どこの団体にどういってお金を出すかということの会議、打ち合わせ。

それから、もう一つ、私ども区役所と一緒に何かをすることについての提案事業というものをやっていただけてきています。その提案事業を選考していただいた後に、その事業がどういうふうに進んできたのかということについてご評価をいただいて、またアドバイスをいただくということを行っていただけています。

昨年は残念ながら協働提案事業のほうは対象となる該当する事業が選考されなかったということで、今年は、3年目を迎えている地域の担い手ごっくんリーダーによる食べる力推進プロジェクトについて検証、評価を行っていただくこととなります。

昨年度で終了したのが、地域防災の担い手育成事業、いわゆる防災のボランティアを掘しようという事業でした。あとその前にやっていたのが労働生産性といいますか、いわゆるワーク・ライフ・バランスを推進するためにどういうことをやったらいいのかということと一緒に考えて事業をやってきましたが、事業によって人を集めるのが目的の事業と社会に啓発をして、その考え方をもっと共有してもらおうという事業と色々な種類がありますので、なかなかその実態がつかみづらいというようなところがございまして、評価が大変だったということで、後でお話をいただきまして、いろいろご意見をいただいております。

そうした中で当初協働提案事業は2カ年で一緒にやっていたものを3カ年ぐらいちよつと見ないとなかなか実績は上げられないし、評価は難しいという話がございましたので、この16年の中で、途中でそういったような制度変更もございました。

そうしたこともこの協働支援会議の中でお話し合いをいただきながら、私どもも一緒に仕事をさせていただいている中で、もう少しこうやったらその団体の力を引き出せたのではないかとか、そういうような反省に立ちながら制度を見つめ直していきたいと思いますので、どうか今後ともよろしく願いいたします。

早速本日もNPO団体が実施する事業の選考についてご協議をいただくことになっているとのごことでございます。地域の中で多様な活動をされている団体が区内には多くございますので、そうした団体がそれぞれの力を発揮できるようなご支援ができればと思いますのでよろしく願いいたします。

地域コミュニティ課長 ありがとうございます。

続きまして、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。お手元に資料1ということで協働支援会議委員の名簿をお配りしてございます。この名簿の順番でお願いできればと思います。

まず、藤井委員からお願い申し上げます。

藤井委員 早稲田大学政治経済学術院の教員を務めています藤井浩司です。今回初めて協働支援会議の委員の委嘱をいただきまして、この委員会委員の皆さんの中には継続してこの委員会にかかわっていらっしゃる委員の方もいらっしゃると思います。私、実はたまたまといいますか、前任の座長を務められていた久塚純一さんと学問分野も重なるところもありまして、もうかなり20年来の友人なのですが、久塚さんが70歳定年を大学で迎えられて九州のほうにお帰りになられた。そのちょうど入れ違いというか、そんな形で委員を務めさせていただくということになりました。

今この委員会が発足して16年になるというお話を吉住区長からお話がありましたが、ちょうど私そのころ、平成15～16年ぐらいだったと思うのですが、この行政改革の会議体があって、そこでちょっとお手伝いをさせていただいた。施設仕分けだったのですが、ちょうどそのときにこの新宿の協働計画策定委員会というのがつくられて、その計画をつくられた。

今、私、大学で行政学、あるいは公共政策関連の科目を持っているのですが、その授業では必ず1時間この協働連携についての講義の項目を入れるのですが、そのときの参考資料として新宿の協働計画の概要。随分もう時間はたっているのですが、非常に完成度が高い。よくわかりやすいのでそれを使わせていただいているのですが、まさか自分がこういうその一端にかかわるとは思いませんでした。どうぞご指導をよろしく願いしたいと思います。長くなって申しわけありません。

地域コミュニティ課長 ありがとうございます。続きまして、関口委員、よろしくお願いいいたします。

関口委員 認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会の代表の関口と申します。先ほど区長から16年目というお話があったのですが、多分私8年目ぐらいになるのかな。だから、ちょうど半分ぐらいやらせていただいております、ほかの自治体さんでも委員をいろんなところでやらせていただいているのですが、本当に新宿区さんの取り組みがほかの自治体でも浦安市だったり千葉県白井市だったり、そういった自治体でこういうふうにな新宿区はやっているのですというご紹介をすると、本当に、ああ、そうなのですねと言って新宿モデルがいろんな自治体へも波及しております、本当にこれまで私ども採択や評価をさせていただいた事業も全国各地でモデルとなるような協働事業というものが多く輩出されていて、私も本当に毎回この会議は楽しくて、ときには熱い

バトルもあるのでありますが、みんな新宿区の協働のためにしっかり議論をするという会議体でとても毎回勉強になっております。ことしもどうぞよろしくお願いいたします。

地域コミュニティ課長 ありがとうございます。続きまして、平野委員、よろしくお願いいたします。

平野委員 平野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私どもの団体は全国食支援活動協力会という高齢者の在宅を支援する団体の連絡組織をやっております、私自体は今お手元に配付させていただきましたこのパンフレットのほうの活動に携わっております、みんなで一緒に食事を食べたり集まったり、それと例えばコミュニティカフェとか、子ども支援ということで子ども食堂だとか、こうした団体を連絡会として支援を行っている団体でございます。

初めは高齢者の会食から始まったグループなのですが、高齢者が来られなくなって配食サービスをやって、3年前から東京ボランティア・市民活動センターの所長の山崎先生のご縁で子ども食堂を全国に広げたいからというお話をいただきまして、全国ツアーを組みまして今47都道府県で50カ所のツアーの開催が無事に終わりました1万人以上の方がご参加されて、その間に子ども食堂も300カ所から3,000カ所を超えまして、こうした市民の協働が豊かに広がればいいなということで今回のお話を引き受けた次第でございます。

新宿区とのご縁は私の祖父が、おじいちゃん、おばあちゃんが大久保の人なのです。私の母も新宿生まれで戸山小学校から上がって行って、母のおばあ様も大久保小学校のPTA会長もやられていて、大久保にはご縁がございまして、それで今回やるのが私どもの親族が住む大久保の地に貢献できるものだなということで参加をさせていただいております。

ちょっと長くなりましたが、今後ともよろしくお願いいたします。失礼いたしました。

地域コミュニティ課長 ありがとうございます。続きまして、土屋委員、よろしくお願いいたします。

土屋委員 公募でこちらに参加させていただいております2年目になります土屋慶子でございます。新宿区とのかかわりと言え、新宿区の最高規範である新宿区自治条例、自治基本条例の区民委員、6人の中の1人として2年半ぐらいかかわって策定いたしました。

また、その後は地域活動としては若松地区協議会で協議会、まちづくりにずっとかかわっております。若松地区協議会、結構有名になってきたのですけれども、箱根山駅伝大会、

地域で一番高い箱根山を中心にたすきでつなぐ駅伝大会、10回目になりました。先月やりましたけれども、そのときの実行委員長も務めさせていただきました。

あとは普段やっていることと言えば小学校と高齢者、また視覚障がい者のスポーツ指導もさせていただいております。本当に地域のまちづくりというところに深くかかわっているというところがございます。まだまだ協働事業については勉強しながらいろんな情報を仕入れて、それをどうやってまた地域の人に還元していくか、伝えて生かしていこうかというところで楽しみながら参加させていただいております。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

地域コミュニティ課長 ありがとうございます。続きまして、石橋委員、よろしくお願いいたします。

石橋委員 区民委員2年目になります石橋と申します。箒笥地区の南町から参りました。私は仕事を2年前に退社しまして、それ以降地域の活動をさまざまやっております。去年までは中学校のPTA本部や町会の副会長。最近ではマンションの管理組合の役員や、あとちょっと地区は違うのですが、母校の大学のOB会の理事とか身近なところから、あとは社会のいろんな課題をとということで、まだまだ修行中ということでいろいろ勉強しております。

最近では新宿区以外の何かほかの地区、中央区のほうのセミナーとかも勉強会に行ったり、あと最近図書館のほうで地域交流のイベントもされているので、港区や日比谷とか赤坂なのでそのあたりのほうも行っております。

直近では区内の富久町でお年寄りの集まる会で脳トレになるようなワークショップをやったりということで、こういう活動もまだ1人なのですが広げていきたいなと思っております。こちらでもいろいろ勉強させていただいておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

地域コミュニティ課長 ありがとうございます。松井委員がご到着されていますので、区長、委嘱状のほうを。

吉住区長 委嘱状。松井千輝様。新宿区協働支援会議委員を委嘱いたします。よろしくお願いいたします。

地域コミュニティ課長 そして松井委員、一言自己紹介のほうをよろしくお願い申し上げます。

松井委員 初回から遅刻をいたしまして申しわけございませんでした。公募委員1年目

の松井、こちらで「ちき」と読みます。よろしくお願いいたします。

新宿区には住んでから、子どもが小学生になってからこちらに住むことになったので、その子どもも20歳を過ぎましたから十何年間かです。そして、かかわりとしましては、文化芸術振興会議にかかわらせていただいているので、文化とか芸術の方向から見せていただいていることもあります。

平日といいますか、通常は研修の講師をたまにやっております、本日も研修があつて遅くなった次第でございます。申しわけございませんでした。

協働に関しましてはまだまだ本当にゼロから、もしくはマイナスからのスタートでございます。皆様方に教えていただきながら自分でできることは精いっぱい頑張っていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

地域コミュニティ課長 ありがとうございます。続きまして、伊藤委員、よろしくお願い申し上げます。

伊藤委員 伊藤でございます。ここに書いてありますとおり富士ゼロックス東京で社会貢献推進グループという形になっているのですが、本業は事業計画をもう20年近くやっていて、自分で予算をつけながら、その予算をこの社会貢献のほうに執行していたと。自分でやって、会社の中でボランティアに参加する人間を募るときにどうすればいいのかと。そのときに新宿区、ないし東京のゼロックスですから商売柄いろいろ複写機を使ってもらっていたりしたので、そういうお客さんのところに行きまして、その貢献活動をしている。それから、ボランティア活動をしているという。そういうところの人とお話をしながら、その方たちに支援する。全くお金を出したり、人を、社員をそこに派遣してイベントをやっていくとか、そこら辺のディレクターをやっていたような形です。

今回久塚さんと宇都木さんが抜けられまして、初期のメンバーは私1人になってしまったのですが、何か今までの流れの中で必要なときは言わせていただいたりしますので、古い人間になってしまいましたが、15～16年になってしまいましたがよろしくお願いいたします。

地域コミュニティ課長 ありがとうございます。続きまして、長谷川委員、よろしくお願いいたします。

長谷川委員 新宿区社会福祉協議会地域活動支援課におります長谷川です。よろしくお願いいたします。

実は3月までは貸付事業といたしまして低所得者の方々にお金をお貸し付けする。それで

生活の自立を図っていただくというようなことをやっておりました。この4月になりました地域活動支援課に参りました。実は貸付事業の前は、やはり地域活動支援ということでやっておりましたので、ちょっとだけ地域活動支援についてはブランクがあるのですけれども、皆様にいろいろお教えいただきながら進めていきたいと思っております。

特に地域につなげる、地域につながる、そういったような視点を持ちまして参加させていただけたらありがたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

地域コミュニティ課長 ありがとうございます。

では、地域振興部長の山田からも一言ごあいさつさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

地域振興部長 この4月、地域振興部長になりました山田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私自身はこの協働支援会議、委員でありつつも事務局、あちらにそろっておりますけれども所管部の部長ということで、両方の側から見させていただいております。私自身のこの協働とのかかわりなのですけれども、平成20年から23年まで。当時文化観光国際課長をやっております、区長のほうからもお話がありました協働提案制度の中でさまざまな事業をNPOの皆さんのお力を借りて組んでやっていくのですけれども、そうした事業を採択させていただいて、一緒になって事業課長としてやってまいりました。

また、平成24年度、25年度は当時事務局の課長として、走らせてきた協働事業提案制度を少し一旦やっぱり棚卸しが必要かなというようなそんな時期にもかかわっております、この提案制度の見直しというようなことも当時課長としてやらせていただきました。先生方はご存じのとおり子育て、教育、高齢者、まちづくり、いろんな部分がありますけれども、どれをとってもやっぱりなかなか行政だけでは問題解決できるものではないというふうに私自身どの職場に行ってもしみじみ感じながら仕事をしております。

そうした中で今年度もぜひいい事業を皆様と一緒に採択をしていって、新宿のまちづくりに貢献していけるようなそんな1年にしていければというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

地域コミュニティ課長 ありがとうございます。委員の皆様、ありがとうございます。

それでは、吉住区長でございますけれども、この後、本当にわずかな時間ということでございますが若干のお時間がございます。お話をこの際、この機会にということでござ

いましたら、何かございますでしょうか。

伊藤委員 この支援会議をずっとやってきて思うことは、いろいろ一般事業助成があり、それから協働事業助成がありという形で来ているのですが、これを年度別に見てきていますといろいろなその年度で出てくるものが違うのです。例えばかなり前ですと環境、エコだと。それがもう四つも五つも出てくる。それから、子ども子育ての分野とこう出てくる。それから、高齢者の問題。それも年度を皆さん、NPOさんが相談しているのではないけれども、そういうのがポツと出てくるのです、まとまって。

ということはやっぱり区民の皆さんの目、NPOさんの目というのがそういうところを見ているのではないかなと思います。今年どのようなものが出てくるか楽しみなのですけれども、しっかりとNPOさんが活動してくれているので、私たちはそれをまたしっかりとやって評価して、一緒に新宿区民の福利厚生といいますか、向上のために尽くしていきたいと思います。

地域コミュニティ課長 ありがとうございます。ほかに何かこの際ご意見、お話ししておきたいことはございますでしょうか。

それでは、ありがとうございました。では、大変申しわけございません。吉住区長のほうがこの後、公務が入ってございます。退席させていただきたいと思います。

吉住区長 ここで失礼いたします。それでは、1年よろしく願いいたします。

地域コミュニティ課長 それでは、議事に入ってまいりたいと思います。

まず、この会の座長の選任ということになります。この協働支援会議につきましては、座長と座長代行は委員の互選により定めるといふ、そういった規定になってございます。

どなたか座長という方でご推薦をちょうだいできればというふうに思っております。

伊藤委員 藤井委員にやっていただきたいと思いますので藤井委員、よろしく願いします。

地域コミュニティ課長 ただいま藤井委員というご発言がございました。皆様、いかがでございますでしょうか。

全委員 異議なし。(拍手)

地域コミュニティ課長 ありがとうございます。藤井委員、よろしく願いいたします。

それでは、座長の席のほうにお移りいただければと思います。

それでは、座長代行の選任以降、座長のほうで進めていただきますようお願い申し上げます。

藤井座長 伊藤委員からのご発声をいただき本当にどうも恐縮するばかりです。今自己紹介のお話の中でもそれぞれの委員の方々、この会議体での委員会での経験や、あるいはその会議体を通して、社会活動を通して身につけられている知見、経験、大変豊かなものを皆さんお持ちの方ばかりで、その中でこうした会議体の運営進行の役に私がまずつくのが本当になかなか荷が重いというふうに思うのですが、ご発声いただきましたということとを十分認識をして、皆様からご教示、いろいろとアドバイス、ご助言をいただきながら民主的な会議運営に努めてまいりたいと思いますのでどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、私の議事の進行で、これから本日の議事の次第がございますが、この議事の次第に従ひまして進めてまいりたいと思ひます。

それでは、2番目の議事事項で座長代行の選任でございます。座長代行の選任に移らせていただきますが、座長代行については関口委員に願ひしたいと思っております。ご指名をさせていただきたいと思ひますが、皆様、いかがでございますでしょうか。

全委員 (拍手)。

藤井座長 どうもありがとうございます。それでは、関口委員、よろしく願ひいたします。

関口委員 ありがとうございます。

藤井座長 続けての議事、3番目に平成31年度協働支援会議等の開催予定と審議内容についてですが、その前に事務局のご担当のご紹介を願ひしたいと思ひます、最初の会議ということなので。

地域コミュニティ課長 それでは、改めまして地域コミュニティ課の事務局のほうを自己紹介ということで私、この4月1日に地域コミュニティ課長に着任いたしました石塚と申します。どうぞよろしく願ひ申し上げます。

事務局 私も4月1日より地域コミュニティ課管理係のほうに異動になりました大庭と申します。どうぞよろしく願ひいたします。

事務局 協働担当2年目になります丹野と申します。よろしく願ひいたします。

事務局 私、この4月から地域コミュニティ課に異動してまいりました武井と申します。いろいろと勉強させていただきたいと思ひますのでよろしく願ひいたします。

地域コミュニティ課長 以上が31年度の事務局でございます。どうかよろしく願ひをいたします。

藤井座長 よろしく申し上げます。

それでは、議事に入りたいと思いますが、その前に議題にかかわる資料の確認を事務局のほうからお願いしたいと思います。

事務局 本日皆様の机の上に配付させていただいています資料の確認をさせていただきますと思います。

事務局 まず、資料1、平成31年度新宿区協働支援会議委員名簿です。

1枚おめくりいただきまして資料2、平成31年度協働支援会議等開催予定。

めくっていただきまして資料3、平成31年度一般事業助成申請一覧。

続きまして、資料4、平成31年度一般事業助成スケジュール表。

続きまして、資料5、平成31年度一般事業助成募集要項。こちらは冊子のようになっているものになります。

そして、資料6、一般事業助成採点表。

資料7、一般事業助成審査基準等について。

資料8、一般事業助成事前チェックシート。

資料9、協働推進基金平成30年度寄附金の活用先の指定。

こちらで以上となっております。何か不足している書類があおりの方、いらっしゃいますでしょうか。皆様、おそろいですか。

ありがとうございます。

藤井座長 それでは、皆様、お手元に資料に落丁等がないということですので、それではこれから議事に入ります。

議事録作成のために発言の前にお名前をご発声いただきますようお願いいたします。

それでは、議事3番目の項目、平成31年度の協働支援会議等の開催予定と審議内容について。それでは、事務局のほうからご説明をお願いしたいと。

事務局 皆様、資料2、平成31年度協働支援会議等開催予定をごらんいただけますでしょうか。こちらが今年度の会議の開催予定となっております。オレンジ色の色がついている部分が一般事業助成の審査、その他協議事項。黄色いところが協働事業の評価に関するもの。青いところが協働事業助成の審査となっております、本日を含めまして13回この協働支援会議を開催させていただく予定となっております。

また、事業報告会の日程が決まりましたので、あわせてお知らせをさせていただきます。事業報告会ですが、黄色となっている部分です。平成31年5月21日1時30分からと

なっております。事業報告会は、昨年の協働事業実施団体が事業実施の状況や実績について、区民やNPOに向けて報告をする会になります。事業評価をする際の参考として、支援会議委員の皆様にもご参加いただいております。委員の皆様にはご都合のつく範囲でご出席いただければと思います。

また、今回は第9回の協働支援会議まで日程が決まっておりますのでどうぞご確認ください。協働支援会議はこちらの今、席についていらっしゃる9名の委員の皆様で進めていただきます。

協働事業の審査と評価につきましては、総合政策部長。それから、提案のあった部の部長はこちらの9名に加わっての審議となります。それぞれの会議の審議内容の予定は、右側の審議内容という欄に記載しておりますのでご確認くださいようお願いいたします。

一般事業助成の審査につきましては、本日を含めて4回実施させていただきます。青色の部分の協働事業助成のほうも審査が4回となっております。それぞれ一次選考、二次選考、最終選考と進めてまいります。また、後ほど詳しくご説明させていただきます。

今回この黄色の協働事業評価に関してなのですが、昨年度採択がありませんでしたので、今年度は実施1年目の中間点検というものがございません。実施3年目の事業の評価のみとなっております。事業は1事業になりまして、平成28年度に採択しました地域の担い手ごっくんリーダーによる食べる力推進プロジェクトとなっております。

それから、協働事業の評価については、原則として事業視察を実施しております。詳細が決まりましたらあわせて追ってお知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

また、第7回の協働支援会議なのですが、こちらは7月23日午前中の開催となっております。協働事業助成の一次選考と協働事業評価の報告書の作成、二つの協議となっておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

会議予定については以上です。

藤井座長 事務局から今年度の会議の予定について説明をいただいたわけですが、ご質問等ある方はどうぞ挙手をしてご発言ください。

いかがでしょうか、どんなことでもいいと思いますが、特に経験がおありの委員の方は、これまでのご経験からどうかというご質問があれば。また、新しく委員になられた方からもどんなことでもいいと思いますが、いかがですか。

よろしいですか。せっかくですから、いいですか。

関口委員 では、関口です。作業量の目安でお聞きしておきたいのですが、一般

助成は何件ぐらい来そうなのかなという。この後出てくるのかもしれないのですが、多分皆さん、あれか、この後出てくるのですかね。

伊藤委員 そう、(3)で出てくる。

関口委員 (3)で出てくるのですか、(4)で出てくるのか。

事務局 どちらもご説明させていただきます。

関口委員 ああ、そうですか。そこが結構重要で、話題を先取りしてしまったのでせっかくなのでお話ししておく、採点が結構シビアなのです。タイトなので、そこら辺がいつばい来てしまうとありがたいことなのですけれども、うれしい悲鳴で結構期限に追われて、早く出してくださいという催促が事務局から来ることになりますので。

すみません、先走ってしまいました。

藤井座長 ありがとうございます。よろしいですか。

それでは、次の事項です。一般事業助成の審査の議題です。事務局から一般事業助成の審査についてご説明をお願いします。

事務局 では、一般事業助成の審査について、資料3から8を用いまして事務局のほうからご説明をさせていただきます。

まずは資料3のほうをごらんください。一般事業助成につきましては、4月1日から11日木曜日までの申請受付となっております。現在の申請受付状況としましては、資料3のほうをご用意させていただいたのですが、現在受理まで至った団体がないので、空欄とさせていただきます。

ただし、現段階で申請のご相談は6件ほどいただいております。申請内容の確認を行っているところです。その6件のうちNPO法人以外の任意団体からは申請が4件ほど上がっている状況となっております。

こちらの表なのですけれども、右側に今回申請関係の助成回数の箇所につきましては、これまでに同じ事業での申請があった場合に助成回数ですとか、助成率の欄に2回目、3回目と記載されまして、これまでの実績の欄に関しましては、該当年度に記載されることとなりますのでご注意くださいと思います。2回目以降の申請に関しましては、審査の際に過去の実績、実施状況が審査項目に追加されますのでご注意くださいと思います。

申請を締め切りまして、事務局のほうで申請書類と審査資料を取りまとめをさせていただきます。その後、ファイリングをしまして4月16日火曜日に各委員の皆様へ郵送させ

ていただきます。この際にメールにて採点表等のデータを送付させていただく予定になっておりますのでよろしくお願いいたします。

申請書類等を参考に事前審査をしていただきまして、4月23日火曜日の第2回の協働支援会議におきまして、書類審査に当たって申請団体や申請内容についての共通理解を深めるための意見交換を行っていただきます。各委員の皆様にはその意見交換の結果を踏まえまして書類審査を行っていただきます。

採点結果ですが、5月6日、月曜日必着とさせていただきます。メールで送付をお願いいたします。集計した採点結果をもとに5月8日水曜日の第3回協働支援会議で協議、決定をしていただければと考えております。しかし、今年度ゴールデンウィークがとても長く、かなり厳しい日程となっておりますので、一次の採点表のご提出期間なのですけれども、ぜひ期限の厳守をお願いいたします。

ここまでで何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

藤井座長 よろしいでしょうか。

事務局 では、続けさせていただきます。続きまして、書類審査についてなのですが、採点表による審査を行いまして、各委員の合計点で順位づけをして一次選考通過団体を決定させていただきます。通過団体が二次選考のプレゼンテーションを実施していただきます。

採点表につきましては、お手元の資料6が様式となっております。採点ですが、基本的に10項目の審査となります。それぞれの審査基準において、参考として見ていただく欄を右側に記載しておりますので、採点の際はご確認をいただきながら審査をしていただければと思います。

先ほども申し上げましたけれども、過去の実施団体につきましては、項目11番目に追加がございますのでご注意くださいと思います。評価点はそれぞれ右側の記載のとおりになります。この評価の目安なのですが、資料7をごらんいただければと思います。

こちら資料7の2、採点方法の記載の目安に基づきまして、AからEの評価を項目ごとに記載していただきます。審査についてですが、昨年度から助成対象を拡大しております。そのためその分申請内容が新宿区の地域課題の解決に資する事業となっているかという点については、重点を置いて審査していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

引き続き資料7の2枚目です。3の通過基準ですが、こちらをご覧くださいでしょうか。審査員合計点数の総得点のおおむね6割以上を一次審査の合格ラインとして、団体数等を見ながら委員の皆様のご協議でお決めいただくようになります。また、4の減額調整の項目ですが、本年度の助成総額は200万円となっております。しかし、最終的に確定した助成額の合計が200万円を超える場合は、下位の団体を中心としまして減額をすることができることとなっております。

申請事業の質を落とさずに同程度の事業を実施していただくことが求められますので、減額の割合ですが、おおむね助成金申請額の2割を上限に行うことができることとさせていただきます。

それから、資料8をご覧ください。こちら事前チェックシートとなっております。書類審査をする際に審査基準以外にも区として助成金を交付する際の大事な視点が記載されておりますので、こちらのシートもご活用いただきながら審査をしていただければと思います。

ここまでよろしいでしょうか。

では、続けさせていただきます。最後に、31年度一般事業助成に当たっての留意事項を2点ほどお伝えさせていただきます。1点目としましては、一般事業助成の助成金は区民や事業者の方からの寄附金を積み立てた協働推進基金を原資としております。寄附をしていただく際に、活用先としてNPOの20の活動分野を希望することができることとなっております。助成金の審査に当たりましては寄附者の意向を尊重するように努めることとなっております。

平成31年3月末の協働推進基金の残高なのですけれども、約1,670万円となっております。平成30年4月以降の寄附金に関しましては、お手元の資料9のとおりを活用してほしい分野への指定寄附金がありましたのでお知らせをさせていただきます。こちらも審査をする際のあくまで参考としてなのですけれどもご覧くださいと思います。

では、2点目としまして、今回制度が見直しが行われまして2年目の申請の時期となりました。事務局では必要書類がそろっているかというところはもちろんなのですけれども、申請事業の内容が新宿区の地域課題の解決を目指したものであるかどうかという点も可能な限り窓口のほうで確認はさせていただいております。例年ですが早い段階からご相談をいただく団体もあれば、申請期間がギリギリで飛び込みのような形でご相談をいただくような団体もあるのが状況となっております。事務局からはすべての団体に対して内容面について

でも確認とアドバイスをさせていただいております。

区の地域課題の解決に向けた事業の必要があることをどの団体にもお伝えはしているところなのですが、その記載がなかなかしていただけない団体も残念ながら例年あるのが状況となっております。

事務局としても極力修正をお願いしておりますが、最終的に団体の意思で記載していただくしかないので、地域課題のとらえ方が甘い事業があるかと思えますけれども、その点につきましてはご了承いただければと思います。

その点なのですけれども、必ずしも区がその部分を了解して受け付けをしているわけではなく、最終的にはその部分を含めて委員の皆様で審査をしていただく項目となりますので、改めてお伝えさせていただきたいと思えます。

では、よろしく願いいたします。一般事業助成の審査に関しましては以上になります。

藤井座長 事務局からの説明が終わりました。もう初めての委員の方もかなり内容が細かいところまでお話が及んだので、ここまでの説明の中で何かご不明な点、ご質問があればどうぞ、ご意見、挙手をしていただいております。

では、平野委員。

平野委員 平野です。質問なのですが、各委員にその申請書類が送られてくるというお話だったと思うのですが、この書類というのはその団体の付属資料一式すべてでしょうか。例えば会計のデータだとか事業計画だとか予算だとか、それ全部一式PDFか何かでやる。それともクラウドか何かに入っていて、どちらなのでしょう。

藤井座長 その点はどうですか。

事務局 16日にお送りする申請書類なのですが、資料5にあります募集要項のところの9ページをお開きいただきまして、こちらに申請に必要な書類ということで団体のほうからご提出いただく書面をまとめさせていただいているのですけれども、委員の皆様にはファイル、紙で1から12までの書類をお送りをさせていただきます。

データに関しましてはこの資料ではなくて、あくまでも採点表と申請状況の一覧表。今回お渡ししている資料で言いますと資料3にその時点で出そろった団体様の情報を入れた申請状況の一覧と採点表をメールでお送りさせていただきます。

藤井座長 今ご質問があったデータとしては、今お話がありましたように採点表と申請状況についてデータでお送りいただく。

事務局 はい。

藤井座長 平野委員、よろしいでしょうか。

平野委員 了解いたしました。

藤井座長 ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。僕も初めてなのですけれども、減額調整というのはなかなか一次審査を通った団体が多ければ結果的に絞り込まなければいけないということがあるし、減額調整の手続も念頭に置きながら手続を進めていかなければいけないということなのではないでしょうか。

減額調整について、もう一度改めてご説明いただけますでしょうか。

事務局 予算としましては200万円が上限となっております、例えばなのですけれども、一次審査で8団体通過された場合に、その8団体が二次もそのまま通ってしまった場合に、200万円の上限しかありませんので、1団体満額50万円の申請だとすると、残りの4団体分というお金が浮いてしまうのです。その下位の部分に関して減額調整を行って事業実施ができるかどうかというところなのです。

その減額調整をする上限というのはおおむね2割、申請額の2割ということで定めさせていただいております、通過団体の件数によっていろいろ調整が入ってくるところがちょっと難しいところがあります。

藤井座長 そういう査定の作業もこの委員会で行うということですね。

事務局 そうですね、ご審議いただく内容になります。

関口委員 関口です。要は受験みたいな感じだと思うのですが、補欠合格みたいな感じではないのですけれども、本ちゃんですっかり合格できる点数の高かった方々は基本余り調整の対象としないのですが、当落線上でボーダーで、ああ、ここの団体がチョコッと削れば2団体採用できるなというときは、その下位2団体に泣いてもらって、そのかわり多く、なるべく予算をむだなく多くの団体に助成するというので、例えば上限額いっぱい50万4団体ならびつたんこカンカン200万円すっきりするのですけれども、あくまで上限が50万なだけで、過去の事例だと10万円とか8万円とかそういう助成申請も出てくるものですから、そうすると端数といいますか、でこぼこが出てきてしましまして、そこを何とか。これはふたをあけてみないとわからないのですけれども、ああ、こういう結果かと、点数の並び順が。そうするとちょっと鉛筆をなめなめみんなで考えるという作業が、公開プレゼンの後はそういう作業が発生すると。なかなか悩ましいのです。

藤井座長 実際その場にならないと。

関口委員 わかりません。

藤井座長 団体は本当のところはわからないということで、何かでもお話をお伺いしただけでも、その鉛筆をなめることをここでやらなければいけないというのはなかなか大変なのだなと。

関口委員 そうですね。

伊藤委員 今のことですが、今言った200万というのがある。それとなるべく多くの団体に入ってもらいたいというのと。それを足していくと、一番下のところに行くところとちょっと余ってしまう。あと一つ入れると予算を超えてしまうてしまう。そうすると、その2団体をうまく調整していただいて、昔、前は書いているときもあったのです、減額調整しても申請しますかとか。そういうところが書いてあると一番簡単なのだけれども、言うのも言いやすく。そういう部分のところですよ。

事務局 そうです、今回の様式にも予算書の下に。

伊藤委員 書いてある。

事務局 減額調整可か否かというところで選んでいただく項目がございまして、申請の受け付けの際も必ずそこは確認をさせていただいて、事業実施できるかという確認をさせていただいております。

藤井座長 では、ほかに何か質問。今僕も説明を伺っていて、その減額調整というのが何か相当やっかいそうだなと思いつつ伺ったので、今改めて事務局にご説明いただいたところですが、何かほかにご質問はないでしょうか。どんなことでも結構かと思いますが。

今までのご経験、どうぞ、松井委員。

松井委員 本当に事務的な質問で申しわけないのですが、松井でございます。4月23日の委員質問票メール送付というところがありますが、それは締め切りというのがあるのでしょうか。

事務局 こちらの4月23日の委員質問票メールなのですが、2回目で事前協議を行っていただいて、こちらのほうでその会議で出た質問をその日のうちに取りまとめをさせていただきます。それを各対象になる団体に質問を事務局のほうから投げさせていただくので、委員の方々の何か作業が発生するところではない部分でありまして。

松井委員 かしこまりました。ありがとうございます。

事務局 取りまとめは事務局でさせていただきます。団体から質問が返ってきたのを、またこちらが、事務局のほうで委員の皆様にご覧いただきながらこういった質問に対してこういった答えが返ってきましたというものを改めてお送りさせていただく作業が26日でございます。

藤井座長 松井委員、よろしいですか。

松井委員 委員のほうから質問はありますかというそのメールが送られてくる、委員宛てには送られてくるのですよね、私たちに、個別に送られてくるという感覚ではない？ 間違えているのですかね。

伊藤委員 伊藤ですけれども、申請書が委員に来るでしょう。読むよね。その中でわかりづらいところ、ああ、ここ、どうなっているのだろうということを書いてやると、それを事務局のほうからそのNPOさんに言ってその確認がありますというのと、23日の事前協議というのは、読んで10団体あったらその中でわかりづらいところ。こういうところをどういうふうに解釈したらいいのだろうとか、それからこの団体はこう書いてあるけれども本当なのかどうか、そういうのをその場でいろいろと協議して、その審査のもとにする。

当日ですとパソコンを見ながら、その団体の概要を打っている人も見てくれる人もいます。損益計算書、BS、こう書いてあるけれども、これは本当なのかなとか。活動はこういうふうに言っているけれども、本当に活動状況はそうなっているのかなというのも一つのその質問の中に入ってきてしまうわけ、事前協議に。みんなでベクトル合わせをするということ。

そうすると、実際の点数のときに開きがそんなに出てこない。それをやらないでやってしまうとガチャガチャになってしまうからということで始まった。

松井委員 ありがとうございます。

藤井座長 どうもありがとうございます。どうですか。

関口委員 関口ですけれども、多分ちょっと食い違っていると思うので、松井さんが言っているのは、この23日の米印の委員質問票メール送付ということですよ。多分事務局が言ったのは、団体質問事項という部分のことなので、団体質問事項というのはその23日の会議で皆さんからやんややんや出るので、この団体はここがわからないとか、もうちょっとここ、詳しい資料を送ってくれると助かるみたいなことがこの場に出るのです。

この場で出たことを事務局が引き取って団体に対して聞いて、回答というのがこの26日のものなのです。これは質問票メールとは関係ないのです、原則。この委員質問票メールというのは、公開プレゼンのときに委員が質問することを質問票というので5月15日とか、委員質問票送付というのが書いてあるじゃないですか、5月13日、15日。このときに個別に書くのです、質問を、各団体に対する質問を個別にワット書いて、1回事務

局に出して、それを事務局がまとめたものが全委員のものが皆さんに配られることなので
す。

なので、本当は一次で落ちてしまう団体への質問を考えてもむだになってしまうのです
けれども、ただこれまでの経緯で、結局その書面審査をしている中で質問というのは結構
出てくるのです、疑問というのが。だったら最初から改めて二次審査のときに考えるので
はなくて、書類審査の段階からテンプレがあるとエクセルに打ち込んで、また再利用する
というか、二次まで行った団体のだけ送るという方式が編み出されまして、この事前に2
3日の段階で質問票メールが送られてくるということなのです。

松井委員 かしこまりました。ありがとうございます。

藤井座長 委員質問票を5月13日までに各委員が事務局に提出する。

関口委員 はい。

藤井座長 それを取りまとめたものを2日後。

関口委員 そうです。

藤井座長 各委員に送っていただくという、そういう。

松井委員 ありがとうございます。

藤井座長 進行スケジュールということですか。

関口委員 そうすると。

藤井座長 よろしいですか。

関口委員 はい。当日ほかの委員の質問も見ながら質問できるので助かるということ、
工夫をされます。

事務局 ありがとうございます。

藤井座長 よろしいですか。なかなかこれも我々始まってみないと、なかなか。

関口委員 そう、やってみないとわからないです。

藤井座長 感覚がつかめない、その字面だけなので。ほかは、平野委員、どうぞ、お願
いします。

平野委員 平野です。これは後の説明になるのかもしれませんが、この助成募集要項に
ついては今このタイミングで伺ってもよろしいのですか、それとも。

藤井座長 募集要項、結構です、資料5。

平野委員 よろしいでしょうか。ここの要項のまず2ページの助成対象団体というところ
でございまして、これは宗教活動や政治活動を行う団体でないことと書いてあるのです

が、まずは宗教団体がそういう社会的活動を行っているグループの場合もこれは排除をするのかということと、あともう1点で、これは助成事業の収入に対する考え方で、これもページナンバーが16ページかな。15、16なのですが、この収支予算のほうの収入の部で前の要項の細かいところだと、新宿区及びその外郭団体からお金が出ているものに対しては、それは認めないみたいなことで収入に区分が入っていたのですけれども、これはその外郭団体というのは、例えばどこまでが範疇なのかということと、これは同事業。

例えば50万に対して3分の2の助成か何かがあるのでしょうかから、その足りない分の3分の1を例えば新宿区以外の全国的な助成財団から持ってくるだとか、そういうのはありなのか。

あるいは、支出自体は、この事業自体はセグメントで行って、例えば2,000万の事業をやって、この新宿区のこの50万の分、この部分だけを助成を受けますということも可能なのか。この辺をお伺いさせていただきます。

藤井座長 まず第1点目が、助成対象団体のカテゴリーです。カテゴリーというよりも宗教団体が社会活動を行っているような場合は、これはどうなのか。ここに宗教活動や政治活動を行う団体でないことという要件が書いてあるのですが、その宗教団体による社会活動。これも排除されるのかということです。それについては。

もうこれまでの先例です。こういうことがあれば、それが先例基準になると思うのですが、改めて。

地域コミュニティ課長 こちら宗教活動や政治団体、その団体の主たる目的がそこにある場合については、なかなか難しいところかなということで考えていますが、ただこれまでは例がなかったということなので、改めて事務局のほうで整理して、次回までに整理してお伝えをしたいと思います。

藤井座長 そうですね。宗教活動、政治活動ということのその定義です。そこから入らないと、なかなかどこでというのも後、考慮しづらいと困ると思うので、その点について改めて、次回会議でしょうか。

地域コミュニティ課長 そうですね、次回までには遅くとも。それより早く整理できれば個別にご案内することも考えますが。

藤井座長 ということですが、平野委員、いかがでしょうか。

平野委員 私が決めることではないので、どうぞ事務局で決めてください。

藤井座長 その次ですが、この収入区分ですね、助成団体の。まず一つはその新宿区、

またその外郭団体から助成を得ていないということがその要件になっているけれども、この外郭団体というのは、これもカテゴリーの問題ですが。

平野委員 例えば社協。

藤井座長 外郭団体という。その制度上の用語というか、定義はあると思うのですけれども。それを具体的に明示されることなので、いわゆる自治体の外郭団体ということだと思いののですけれども。

山田委員 いわゆる学童財政支援がその系に入っているものを一般外郭団体。

藤井座長 外郭団体。ですから、そういう定義から具体的に団体が上がってきたときに、それが団体かどうかというのはその都度判断できる。

山田委員 限定的にはあるのですけれども。

藤井座長 そうですね。今例えばということがあるのでしょうか。

平野委員 平野です。例えばということで、例えば社協です、具体的に言うと。社協から赤い羽根だとか歳末助け合いとか、例えば社協の補助金だとかを受けていて、特に居場所づくりなんかはすごく受けていますよね、世田谷区も同様です。

長谷川委員 そうですね。

平野委員 それを排除するのかということです。

藤井座長 もう具体的な。

平野委員 具体的な話です。

伊藤委員 あくまでもその団体さんへのものでなくて、ここは。その事業、今度やる事業に対する助成なので、その例えば何々するための何々という事業を申請しました。そういうのお金が入っていますというのはだめだけれどもという。

平野委員 そうですね。

藤井座長 なるほど。

平野委員 そこも、よろしいでしょうか、平野です。3分の1の収入を稼げということで、恐らく地域活動は稼げるものではないから、寄附だとか何かというのは大抵僕たちの団体も収入に上げるのです。その中にまた社協の助成が入っていたら排除するのかということです。

伊藤委員 団体さんの収入が入ってきたものを、ぐるみですよ。

平野委員 そうです、グロスで。

伊藤委員 それを団体がその今度の事業に使ってもそれは関係ない。

平野委員 では、グロスで入れてしまえば個別名が出ないからよろしいということでもよろしいですね。

伊藤委員 うん、そう、個別事業の支援ではないし。

平野委員 ああ、なるほど。

伊藤委員 大体NPOさんっていろいろお金をいろんなところから入っていますよね。それをいろいろ分けてこの事業、この事業をやっていながら、ああ、今度はこういう事業をやりたい、やらないとまずいというときに申請してきて、それに対して区のお金がついてくるというような感じなのだ。

平野委員 平野ですけれども、では今のお話を伺うと排除しないということでもよろしいですか。

藤井座長 今、伊藤委員からご説明をいただいたわけですが、事務局のほうからこの件についてはどうですか。

地域コミュニティ課長 今、伊藤委員がおっしゃられたように個別事業に対しての同一的な支援がなければ大丈夫だというふうに考えてございます。

藤井座長 ぐるみというお話がありましたが、それだったらセグメントで例えば指定事業とか寄附指定がされている事業。そこに外郭団体からの個別の事業に入っている場合は、これは排除されると。

平野委員 だけど、団体としてはいいということですね。

藤井座長 団体としてはいいと。

平野委員 そうということでもよろしいですね。

藤井座長 はい、でよろしいでしょうか、事務局はよろしいですか。

地域コミュニティ課長 はい。

藤井座長 もう一つの不足分、全国団体だと。今のやりとりの中で明らかに、それでよろしいでしょうか。

平野委員 もうその、これと同じだからはっきりしていれば結構です。

藤井座長 ほかにいかがでしょうか。結構こういう話が出る中で大体具体的に内容がちよとずつちよとずつわかってくるという感じでした。ありがとうございます。何か本当に質問はございませんでしょうか。要項にかかわる、資料説明の要項について、もう少ししたいのですが、何かこれも含めて今こちらの委員からご質問が何かありましたら。平野委員。

平野委員 参考意見で、何度も言ってすみません。先ほどの宗教だとか政治ということで、私も助成団体の何団体かのこれ審査の事務局をやったりしているのです。よくあるのがキリスト教団体で子ども食堂をやっているのがよくあるのです。あとはお寺、おやつクラブだとか、お寺がつくらなくて、そういう活動を支援しているのが世田谷区内にもあるのです。あれを排除するのは果たしていかなものかと思imasので、その宗教が主目的ではなくて活動は市民活動。ボランティア活動が主目的でやっていて、ただ母体がそのそういう教会を使っていたり、あるいはそういうお寺の中でやっていたりするということはあるのです。

それは布教の活動ではなくて、子どもの居場所づくりだとか、助け合いの活動を開くときの申請上の母体となっている。例えば何とかお寺の何とか活動ということで申請がよく来るのです、私の手元に。それは今のところ私どもは排除しないから、新宿区でおやりになるならばどういう方向性で、私が質問したことがマイナスになってしまうと困るなど思っていてそこでの話でございました。補足でした。

関口委員 ちょっと補足なのですからけれども。

藤井座長 関口委員。

関口委員 きっとこれ、過去の見直しの経緯で、実は営利も対象にしようみたいな話があったのです、この助成対象団体について。とりあえず昔はNPO法人だけだったということがありました。それを広げようというときに、いやいや、今やその社会貢献活動の担い手はそのNPOだけじゃないよねと。任意団体もやっているし、宗教もやっているし、協同組合もやっているし、いやいや、企業だってやっているじゃないかと。営利も入れてしまおうかという話もあったのですけれども、さすがにそこまではあれだよねということで、今のところつまり非営利縛りがかかっているところなのです。

非営利といっても日本の非営利法人格は180種類もあると言われているわけで、今のお話だとNPO法人の中にもキリスト教精神に基づいているところもあれば、仏教精神に基づいているところもあれば、イスラム教精神に基づいているところもあるので、その精神に基づいて活動する団体について排除しているわけではなくて、お寺が母体となっても、お寺が別の団体を立ち上げていただければ助成対象にはなるのだけれども、お寺自身が宗教法人ちよめちよめとして出てくると、それはブーブツということになっているのです。

だから、企業も富士ゼロックスさんが富士ゼロックスとして出されるとだめだけれども、

富士ゼロックスの方々が有志の団体を立ち上げて。

伊藤委員 ボランティアグループが。

関口委員 任意団体でもオーケーなので、任意団体として申請してくださればオーケーという、そういう取り扱いで今のところ整理されているので、そこは工夫というか、母体がどこでも別に構わないので。

藤井座長 なるほど。

関口委員 というそんな整理をこれまでやってきました。

伊藤委員 企業内ボランティアはいっぱいあるものね。

関口委員 はい。

伊藤委員 例えば私のところだって全国富士ゼロックスの支店というか、富士ゼロックスグループだけど、そこに全部ありますから。名前がいろいろある、かけはし倶楽部だとか、何とかクラブだとかみんなやって、それがその地域のボランティア活動を支援する。そこが何かこういうやるときにはやはり企業とは別団体。

だけど、もっと悩ましいことを言うと金がなくなったら申請して金を企業からもらう。親のところからもらってくるというのもある。例えばどこかにオリンピック・パラリンピックに行って、そこに何かうまく支援の団体として入り込めた。金がない。どうするのと言ったら会社に稟議書を書いて、会社からそれに対してもらう。そのボランティア団体してもらって、それを使う。あくまでも会社からそこに金が直線ではなくて、さっき言ったように1回ここに入ってきて、金に名前が書いてあるわけではないから。悩ましいところだ、実際は。

関口委員 学校とPTAみたいなものですから。

石橋委員 石橋です。

藤井座長 石橋委員、どうぞ。

石橋委員 今のお話で注意しないといけないなと思ったことなのですが、以前に地域でお年寄りの会で、スマホの使い方の説明会というのがNPO法人さんのほうであって、私もその町会ではないのですが、参考にといいので出席させていただきましたら、内容としましてはあるメーカーさんのスマホの説明でありまして、そのNPO団体さんの母体というのはその企業さんだったので、ああ、所感としましては告知で活動していらっしゃるのかなというのと、内容がちょっと非常に残念で、参加されていたお年寄りも全然わからなくて参考にならなかったというのがあったので、本当にどこを目指していらっしゃるのか

というのをこの会で見きわめられれば良いなと思います。

藤井座長 そうですね、それは。

伊藤委員 今の伊藤ですけれども、石橋さんが言ったことは、もう何年か前に申請が上がってきたの。お年寄りに携帯を、今はスマホになっているけれども、それをやって便利さをやって商店街にアクセスしてとか、そうすると今言ったようにそういうひもつきじゃなくても一つの物を使うとそれになれてしまう。新しいのを買わないもの、なれたら。それは一応その団体がそれを売るためになってしまうのではないのというので、少し悩ましいところが出てきた。

藤井座長 それを団体特性というか、それをここで十分見きわめることが大切になる。

ほか、どうでしょうか、なかなか。

伊藤委員 それが出てくると。

関口委員 実物を見ると。

伊藤委員 どうなのと、そういう話がみんなでベクトル合わせをするの。

藤井座長 どうでしょう、いかがですか。いかがでしょう、ご質問は、さらにご意見がございましたらどうぞ。よろしいですか。それでしたら、続いて議事次第では議題ではその他ということになるわけですが、その他の議題は事務局のほうでは用意はされていますか、ないですか。

事務局 ないです。

藤井座長 それでは、次回の開催日程、予定について事務局からご説明をお願いします。

事務局 次回は第2回協働支援会議ということで、こちら一般事業について、またお話を続けていただくのですけれども、平成31年4月23日火曜日、午後2時、本日より同じ時間です。場所もこちらと同じ本庁舎6階第3委員会室で行いますので、お時間までにお集まりいただきますようお願いいたします。

藤井座長 会議資料については。

事務局 補足で申しわけございません。先ほどご説明させていただきましたとおり、一般事業助成で申請の上がったファイルをまとめまして皆様にお送りさせていただきますので、件数によってはかなりのお荷物になる感じになって大変恐縮なのですけれども、こちらの本日の募集要項と一緒に持ちいただければと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

藤井座長 それでは、以上本日の協働支援会議をこれで終わらせていただきます。皆さ

ん、どうもご苦労さまでした。

事務局 ありがとうございました。

— 了 —